

## 欧州連合加盟諸国における看護教育改革の課題

フランス・ドイツの事例をふまえて

カヒョウ ヒロアキ\*  
華表 宏有\*

**Key words** : 看護教育, 看護の概念, 欧州連合, フランス共和国, ドイツ連邦共和国, 老人看護婦

21世紀を目前にしたわが国は、「少子・高齢社会」の課題に対処するための一環として、本年4月から介護保険制度を実施することになった。こうした時代の要請に応えるために、保健医療福祉分野の有機的連携のあり方をそれぞれの地域特性をふまえつつ模索しているのが現状であるが、その中核的担い手とされる看護職、福祉・介護職の養成をめぐる諸問題は、医学教育のそれに劣らざきわめて重要であり、大きな関心事となっている<sup>1,2)</sup>。

前任のS医大で公衆衛生学を担当した筆者は、試行錯誤の中で「地域志向型教育」の体系化<sup>3)</sup>を試みたが、1998年4月S看護大への赴任を契機として、あらためて世界の看護教育の動向について新鮮な気持ちで関心を持つことになった。とくに、1970-71年のフランス留学時代のささやかな見聞<sup>4)</sup>と比較したとき、その後の欧州諸国における看護教育の変貌ぶりは目をみはるものがあり、わが国の看護教育改革の動向とも対比しながら、その後の空白を埋めていく必要性を痛感した。幸いにして1997-99年の3年間に前後4回ほど渡欧する機会があり、主としてドイツならびにフランスの看護教育関連施設のいくつかを訪問して、最新の情報を入手するように努めた。

本論文では、以上のような機会を通して筆者が学ぶことのできた見聞をふまえつつ、まず欧州連合(European Union, 以下EUと記す)の看護教育に関する協定について言及してから、それに

準拠して近年一応の改革をすませたフランス共和国(Republique Française, 以下フランスと記す)、そして今なお改革の途上にあるドイツ連邦共和国(Bundesrepublik Deutschland, 以下ドイツと記す)の2国の事例を取り上げて、その現状を概説する。あわせてこれらの知見と対比しつつ、わが国の「保助看法」で定められている看護職の役割についての抜本的見直しの必要性、外国の類似の専門職種を日本語で表現する場合の留意点などについて問題提起する。

### 欧州連合(EU)の看護婦資格に関する協定

周知のように、マーストリヒト条約の締結によって、1993年に欧州共同体(EC)からEUと名称が変更されるとともに、「単一市場」(single market)を目指して、物、人、サービス、資本が加盟12カ国間を自由に移動できる体制が整えられた。1995年にオーストリア、フィンランド、スウェーデン3カ国が加わり、現在15カ国から構成されるEUは、1997年に締結されたアムステルダム条約をふまえて、さらなる拡大と深化を図るべく、現在ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベニア、エストニアの旧東欧諸国、キプロスの計6カ国の加盟希望国との交渉が本格化しており、2002年当初からは単一通貨「Euro」がEU加盟国の大半で本格的に流通を開始することが予定されている<sup>5,6)</sup>。

前述のように、EU圏内では1993年以降「単一市場」の誕生にともない、「ヨーロッパ市民」(European Citizen)としての移動の自由と居住の権利が保証されたが、その準備段階のひとつとして、1970年代後半から、医師・看護婦など7つ

\* 聖隷クリストファー看護大学  
連絡先：〒433-8558 浜松市三方原町3453  
聖隷クリストファー看護大学 華表宏有

の専門職種（ほかには歯科医師，薬剤師，獣医師，助産婦，ならびに建築家）の資格・免許の相互認定作業が行われた。

ここで主題である「看護婦」資格・免許の相互認定に限定して話を進めると，1977年6月27日付「理事会命令」<sup>7)</sup>で，その基本事項が定められた。EUの法的秩序をみると，基本法から派生したものとして規則 (Regulation)，命令 (Directive)，決定 (Decision)，勧告 (Recommendation) の4つのカテゴリーがあり，その中で「命令」は加盟国の義務として，各国独自の法制度のもとで，そこに盛り込まれた内容が十分達成されるように努めることが課せられている。この看護婦の資格・免許に関する理事会命令 (1977年)<sup>7)</sup>をみると，入学条件 (学歴10年)，年齢 (満17歳以上)，修学期間 (3年または4,600時間) などの最低基準が明記されている。

このほか理事会命令の適用について欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association/EFTA) を構成する4カ国 (アイスランド，リヒテンシュ

タイン，ノルウェー，スイス) との間に協定を結んで，これらの専門職種の資格・免許の相互認定が行われている。表1はこれら19カ国において相互認定の対象となっている看護婦の名称を一覧表として筆者<sup>8)</sup>がまとめてみたものである。今後EU構成国の拡大によって新規加盟国で相互承認の対象となる看護婦の正式名称が追加されていくことになる。

このEUレベルで定めている最低基準は，EUとは別組織である欧州評議会 (Council of Europe/CE, 1949年設立，ストラスブールに本部) が1967年にまとめた「看護教育に関する協定」<sup>9)</sup>に示された内容に準拠していることを付記しておく。このCE協定 (1967年) が10年後のEU命令 (1977) の下敷きになっていることは，多くの関係者の指摘する通りである。

このEU命令によって，構成国はそれぞれ独自の社会的・文化的な背景のもとで成立している看護教育制度と看護婦の資格・免許制度をEUレベルで「調和化」 (harmonization) するべく軌道修

表1 EU/EFTA加盟国で相互承認されている「看護婦」の名称 (文献8から引用，EU公報より作成)

ドイツ	Krankenpfleger (m), Krankenschwester (f)
ベルギー	hospitalier (ère)/verpleegassistent (e), infirmier (ère) hospitalier (ère)/ziekenhuisverpleger (verpleegster)
デンマーク	sygeplejerske
フランス	infirmier (ère)
アイルランド	Registered General Nurse
イタリア	infermiere professionale
ルクセンブルグ	infirmier
オランダ	verpleegkundige
イギリス	State Registered Nurse or Registered General Nurse
ギリシャ	διπλωματῦχος ἀδελφή νοσοκόμοξ
スペイン	Enfermeiro
ポルトガル	Enfermero/a diplomado/a (m/f)
オーストリア	Diplomierter Krankenpfleger (m)/Diplomierter Krankenschwester (f)
フィンランド	sairaanhoitaja/sjukskötareterveydenhoitaja/hälsv
スウェーデン	sjuksköterska
アイスランド*	hjúkrunarfræðingur
リヒテンシュタイン*	Krankenpfleger (m), Krankenschwester (f)
ノルウェー*	offentlig godkjent sykepleier
スイス*	Krankenpfleger (m), Krankenschwester (f); infirmier (m), infirmière (f); infermiere (m), infermiera (f)

注) \*印はEFTAの加盟国を示す。

ベルギー，フィンランド，スイスは複数言語で明記されている。

(m) と (f) は男女を表す。また男女によって語尾変化 (ベルギーなど) する場合がある。

正の努力をしてきたのが、過去20～30年間における看護教育・看護制度の大きな特色であったと総括することもできよう。もちろん全世界的な「Health for All/HFA」政策（1978年）を踏まえたヨーロッパ次元での看護職のあり方について、WHOヨーロッパ地域事務局のイニシアチヴで採択されたウィーン宣言など一連の活動<sup>10,11)</sup>があり、両者が相まって、21世紀の高齢社会に向けた取り組みがなされていると理解するのが、より公平な立場とされよう。

なおEUレベルでの構成15カ国の看護教育制度の現況を概説した文献<sup>12)</sup>もあるが、本論文ではフランスとドイツの事例を中心として、その動向の一端を概説する。

### フランスの看護教育制度の現状

フランスの看護事情（看護教育を含む）をわが国に紹介した文献は、英文からの翻訳ないし断片的な事例報告を除いて、近年ほとんど見当たらなかったが、幸い「クセジュ文庫」の「フランスの看護職」（1999年改定第2版）<sup>13)</sup>によって、その大要を把握することができた。

近年のフランス看護教育の改革として、まず挙げておくべき事件は、1979年4月12日付省令（アレテ）によって、EU理事会命令<sup>7)</sup>の内容に沿った改革がなされたことである。この改革で授業時間が延4,620時間に延長され、その半分为臨床実習に割り当てられるように定められたほか、カリキュラム内容に大幅な見直し<sup>13)</sup>がなされた。

次いで1992年には、3月従来フランスに存在していた精神科看護婦（infirmier/infirmière psychiatrique）の養成を停止し、移行措置としてその資格・免許を看護婦のもの（Diplôme d'État d'infirmier ou infirmière）に統合することになった。この措置は翌1993年からスタートしたEU圏内での、看護職として相互承認の対象となる名称（infirmier/infirmière）（表参照）に切り替えることを目的として取られたもので、歴史的に中央集権志向の強いフランスの社会的風土を反映したすばやい対応として理解することもできよう。

また1992年改革の機会に、イメージの一新を図るべく、いくつかの名称変更が行われた。従来の「看護婦学校」（école d'infirmières）が看護教育施設（institut de formation en soins infirmiers/IFSI）

となったほか、看護婦生徒（élève d'infirmière）に代わって看護学生（étudiant en soins infirmiers）と称することが法令で定められた。ちなみに1999年現在フランス領土内にあるIFSIは335となっている<sup>14)</sup>。

看護婦資格を取得したあと、専門領域の国家資格としては小児看護を担当する「プエリキュルトウリス」（puéricultrice）のほか、「麻酔・蘇生看護婦」（infirmière-anesthésiste）、「手術室看護婦」（infirmière de bloc opératoire）の3種類がある。このほか1995年には、教育職ないし管理職に就く前提として保健幹部養成施設に入り、「保健幹部資格」（diplôme de cadre de santé）を取得することを義務づける政令が出された。この保健幹部養成施設は全国で30を数えている。

看護婦の業務については、公衆衛生法典（Code de la Santé Publique）<sup>15)</sup>の473条（Art. L. 473）に「看護婦（士）の業務は、その資格のもとに、通常医師による処方または医学的助言についての看護、若しくは看護婦に付与されている固有の役割を適用することである。加えて看護婦（士）は、とくに予防、健康教育、養成あるいは幹部としての仕事に関連したさまざまな行為に参画する。」と明記されている。（1978年5月31日付法律No. 78-615）この条文が設定されるまでの歴史的経過を解説した文献として、Caylaの英訳論文<sup>16)</sup>が知られている。このように、フランスにおける看護婦の業務内容がすでに20年以上も前に、予防、健康教育などにまで拡大している実情を、遅まきではあるが、くわしく検討することは、わが国の保助看法5条にある「傷病者若しくは<sup>・</sup>じょく<sup>・</sup>婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする」の条文が50年以上そのままである事実と対比したとき、わが国社会での看護婦の役割をしっかりと見直し、それをふまえた看護教育刷新の方向性をより明確なものとしていく上で、少なからぬ意義があるものと筆者は考えている。

このほかフランスには看護婦の職種とは別に、その監督のもとで働いている「看護助手」（aide-soignant(e)）の国家資格（養成期間1年）があり、また社会福祉領域の専門職種としては、古くから「社会サービス助手」（assistant(e) de service social）の国家資格（修学期間3年）があるが、

これらの関連職種の役割分担についての言及は、省略する。

### ドイツ連邦共和国の看護教育改革の動向<sup>17)</sup>

ドイツの現在の看護教育制度は連邦政府による1985年の法律<sup>18)</sup>に基づいている。この法律で規定されている看護職種は「看護婦(士)」(Krankenschwester/pfleger), 「小児看護婦(士)」(Kinderkrankenschwester/pfleger) ならびにそれぞれの下位職種である「準看護婦(士)」(Krankenpflegehelferin/helfer), 「準小児看護婦(士)」(Kinderkrankenpflegehelferin/helfer) の4職種であり、この中でEU・EFTA 構成国で相互承認されているのは、表1で示したように「看護婦(士)」だけである。

このほか、連邦国家制をとっているドイツでは、高齢者の看護・介護業務に従事する「老人看護婦(士)」(Altenpflegerin/pfleger) の資格・免許制度が1969年にノルトライン・ヴェストファレン州で成立したのを皮切りに、州レベルの法律で定められている。修学期間は2~3年とまちまちで、州によってはその下位職種として「準老人看護婦(士)」(Altenpflegehelferin/helfer) を置いているところもある。そして州相互間でこの資格・免許を認定する協定を結んでいる。

この職種について、従来わが国では「老人介護士」<sup>19,20)</sup>として紹介されているが、筆者<sup>17)</sup>はこの職種がドイツ看護協会(DBfK)の正規会員となっていることなどから、この表現の仕方を疑問に思い、その教育カリキュラム、実際の業務について検討する必要性を指摘した。1999年9月にマインツの某社会ステーション(Sozialstation)に勤務するAltenpfleger K・C氏の家庭訪問に同行して、その業務内容を見学し、家庭医の指示によってインシュリン注射、血糖検査、採血など一般に「医療行為」とされる仕事にも従事していることを確認できた。この事実などをふまえて、日本語で表現する場合、「老人介護士」ではわが国の「介護福祉士」の業務と重複して十分な理解が得られず、誤解を招く可能性もあり、「老人看護婦(士)」と表現方法を改めることが必要なことをあらためて指摘しておく<sup>21)</sup>。

なお「老人看護婦」ならびに「準老人看護婦」の資格・免許が各州の独自の法律によって運営さ

れているのを、連邦政府の単独の法律によって統一する動きが表面化しており、1999年3月に連邦政府によって試案<sup>22)</sup>が提示された。修学期間はそれぞれ3年、1年となっており、教育水準が「看護婦」・「小児看護婦」ならびに「準看護婦」・「準小児看護婦」と同じレベルに設定されている。しかし、将来はEU・EFTA 圏内でひろく相互承認されるような一般看護を主体とする看護職種として「小児看護婦」、「老人看護婦」を「看護婦」に再統合する必要性が、DBfKなどの関連団体から強く叫ばれていることも事実である。

### おわりに

「少子・高齢社会」における保健医療福祉問題を考えるとき、看護専門職の果たすべき役割について、世界的視野に立って常に見直していくことが重要である。その際「保助看法」5条の看護婦の業務内容についても、フランスの事例にみるように、時代の要請に応じて、予防からリハビリテーションまでを含めた内容にするかどうか、再検討する必要があること、またドイツの「アルテンフレーガー」は老人看護婦(士)として理解することが大切であると筆者は考えている。

この研究は本学の1998-99年度共同研究費(テーマ: EU加盟諸国における看護教育改革の動向と課題に関する研究)によって行われた。

(受付 '99.10.25)  
(採用 '99.11.25)

### 文 献

- 1) 厚生省の指標・国民衛生の動向。第4編第2章医療関係者、東京:厚生統計協会、1999; 182-195
- 2) 看護問題研究会監修。平成11年看護関係統計資料集、東京:日本看護協会出版会、1999
- 3) 華表宏有。卒前医学教育における公衆衛生学の教育目標の課題、日本公衛誌、1996; 43: 175-181
- 4) 華表宏有。特集世界の看護教育制度 フランス共和国、看護教育、1974; 15: 627-635
- 5) 山根裕子。新版EU/EC法—欧州連合の基礎、東京:有信堂、1995
- 6) Hervé Deguine. Connaître et comprendre l'Europe, Paris: Hachette, 1998
- 7) Council Directive of 27 June 1997 concerning the mutual recognition of diplomas, certificates and other evidence of the formal qualifications of nurses responsible for general care, including measures to facilitate the

- effective exercise of the right of the establishment and freedom to provide services (77/452/EC). OJ NoL171, 1977; 15, 7, 77: 1-7
- 8) 華表宏有. ヨーロッパの看護教育と国際機関の役割, 看護教育, 1997; 38: 64-67
  - 9) European agreement on the instruction and education of nurses (Strasbourg 25. X. 1967). European Treaty Series No. 59, Strasbourg: Council of Europe, 1978
  - 10) Vienna Declaration on Nursing in Support of the European Targets for Health for All (24 June 1988), 文献11): 119-120 (Annexe 2), 1992
  - 11) Jane Salvage (ed.). Nursing in Action Strengthening nursing and midwifery to support health for all (WHO Regional Publications European Series No. 48), Copenhagen: WHO
  - 12) Marcela Wendt León. Krankenpflege-ausbildung in Europa, Stuttgart: Verlag W. Kohlhammer, 1995
  - 13) Catherine Duboys Fresney et Georgette Perrin. Le métier d'infirmière en France (Que sais-je? No. 3052, 2<sup>e</sup> edition corrigée), Paris: Presse Universitaire de France, 1999
  - 14) Gilbert Gasparutto. Le guide Lamarre de l'étudiant en soins infirmiers, Vélizy: Editions Lamarre, 1997
  - 15) Code de la Santé Publique Code de la Famille et de l'Aide Sociale, Paris: Dalloz, 1999; 234-238
  - 16) Jean-Simon Cayla. The nursing profession, International Digest of Health Legislation, 1982; 33: 366-377
  - 17) 華表宏有. ドイツ看護教育の現状と展望, 看護教育, 1998; 39: 460-463
  - 18) Bundesgesetzblatt. Gesetz über die Berufe in der Krankenpflege (krankenpflege-gesetz-KrPflG) Vom 4. Juni, 1985; Teil I: 893-901
  - 19) 古瀬 徹. 老人福祉と介護問題, 社会保障研究所編: 西ドイツの社会保障, 東京: 東京大学出版会, 1989; 355-380
  - 20) 栃本一三郎, ドイツ介護保険の現状と課題, 海外社会保障情報, 1996; No. 114: 47-59
  - 21) 華表宏有. ドイツのAltenpflegerInの日本語による表現: 「老人介護士」か「老人看護婦(士)」か, 日本社会福祉学会第47回全国大会研究報告概要集, 1999; 455
  - 22) Bundesrat. Gesetzentwurf der Bundesregierung: Entwurf eines Gesetzes über die Berufe in der Altenpflege (Altenpflegegesetz-AltPflG), 19. 03. 1999
-